

第 18 回西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会 議事要旨

日 時：2015 年 3 月 18 日（水） 午後 2 時～午後 3 時 45 分

場 所：グリーンルーム（あおぞらビル 3F）

出席者：近畿地方整備局、大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社

原告団：森脇、永野、岡崎他 弁護団：津留崎、村松、早川

あおぞら財団：藤江他

(1) 原告団あいさつ（患者会会長森脇）

和解以降、道路管理者は原告団の様々な施策を実施してきたが、原告団の意向と逆のことをしている部分もある。お互いに信頼のないところに交渉は生まれない。道路管理者の言っていることが患者の耳に響いた時、信頼が生まれる。原告団と道路管理者との間で、信頼関係を作って行きたい。

(2) 被害者の声（岡崎）

(3) 原告団からの提案（西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会資料）

(4) 国土交通省・阪神高速道路株式会社からの資料説明

- ・国道 43 号 これまでの大型車交通量削減の取り組み
- ・大阪市西淀川区 大気の状態
- ・歌島交差点地下横断歩道における誘導案内方法について

(5) 協議

□PM2.5 について

- ・西淀川区内の PM2.5 の測定器の入れ替えは終わった。PM2.5 の確定値は来年度の 6 月頃に出せそう。新旧の機器を平行して測定できていない。（近畿地方整備局）
- ・PM2.5 が環境基準を下回っていない。2009 年に環境基準が設定されたが、西淀川区では一度も環境基準を下回っていない。（原告側）
 - 大型車の台数を減らすことで、PM2.5 の濃度が下がるよう結果を出したい。SPM を減らすことで PM2.5 も減るのではないかと考えている。できるだけ大型車には湾岸線に迂回してもらい、国道 43 号の大型車台数を減らす努力をしていきたい。（近畿地方整備局）

□国道 43 号の大型車の交通量について

- ・湾岸線と神戸線との間に料金格差があることで、大型車が湾岸線に移行している。一つは、長年の PR によりドライバーの意識が変わって来ていること。二つ目は事業所に PR していること。3 つ目は、縦看板や横断幕などで国道 43 号は環境対策をしている道路というイメージを与えることができている。（近畿地方整備局）
- ・現状では、湾岸線への交通集中により、課題も出て来ている。現状の割引率のままで、PR をしていきたい。（阪神高速道路株式会社）

- PR だけでなく、その先にある環境ロードプライシングの拡充も検討してもらいたい。そうすれば我々が提案する国道 43 号の大型車の 1 万台の削減に繋がると思う。(弁護団)

□道路連絡会以外の協議の場について

- 道路連絡会は年に一回の開催になっているが、具体的な施策のやり方については年に一回というわけではなくて、もっとやっていきたい。(弁護団)
- お互いに共通認識を持ちながら議論をしていきたいというのに異論はない。個別に議論しながら共通の認識ができるのが一番よいと思う。目標設定は難しい。これだけ交通量が減ったからこれだけ環境が改善するということも明確に言えない。(近畿地方整備局)